

秋の年次公開検証「徳島レビュー」

水道事業の基盤強化とPFI導入推進

平成29年11月19日（日）

内閣官房 行政改革推進本部事務局

○出席者

司 会：山根行政改革推進本部事務局次長

梶山弘志行政改革担当大臣

松本文明行政改革担当副大臣

評価者：上村敏之評価者（取りまとめ）、赤井伸郎評価者、石田恵美評価者、
土居丈朗評価者、山田肇評価者

参考人：足立慎一郎参考人、半田容章参考人、山根泰典参考人

府省等：内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、財務省主計局

○山根次長 それでは、徳島レビューの最後のセッションを始めたいと思います。

「水道事業の基盤強化とPFI導入推進」ということで、16時40分までの時間をとってございます。

評価者のうち、取りまとめを上村先生にお願いしたいと思います。

参考人としまして、足立慎一郎、株式会社日本政策投資銀行地域企画部担当部長、PPP/PFI推進センター長でいらっしゃいます。

半田容章、株式会社民間資金等活用事業推進機構代表取締役社長でいらっしゃいます。

山根泰典、徳島県危機管理部消費くらし安全局安全衛生課長でいらっしゃいます。

出席省庁は、内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省、財務省主計局でございます。

それでは、議論に入りますけれども、今回のレビューに当たりましては、水道とPFIの専門的、技術的な観点から、議論を深めることができるよう、足立先生と半田先生、徳島県の山根先生に御参加いただいているところでございます。

行革事務局から、御説明させます。

○事務局 それでは、御説明いたします。

水道事業の基盤強化とPFI導入推進の関係でございます。

1 ページ目をお願いします。こちらが、本テーマについて、4つの現状と主な課題を挙げてございます。

1点目、右側ですが、小規模な事業者が多くて、経営基盤が脆弱であります。

2点目、左の図も御参照ください。我が国の人口減少に伴いまして、水需要が減少していく見込み、その結果、料金収入の減少が見込まれることです。

3点目、水道施設の老朽化が進んでいくことです。

4点目、3割の事業者が原価割れをして、採算性の悪化の懸念があるということでございます。

2 ページ目をお願いします。こちらは、水道事業の主な取組としまして、国、自治体の関係を俯瞰したものでございます。

左の図は、インフラの老朽化対策など、国、自治体の各種計画です。

右の図は、厚生労働省にて、平成25年3月に示されました、新水道ビジョンにつきまして、それと関係府省のそれぞれの取組との関係です。

取り組むべき課題としまして、真ん中のところですが、適切な資産管理、経営戦略、広域連携の推進、施設の高度化、官民連携の推進などが挙げられております。

3ページをお願いします。今回は、水道事業のPFI導入推進がテーマですので、そもそもPFIとは何かということで、記しております。

PFIとは、こちらにございますけれども、料金収入のある空港ですとか、公営住宅、上下水道、料金収入のある公共施設の運営を、民間企業が行います。これによって、国、自治体において、民間資金を活用した効率的・効果的な業務運営がなされます。国、自治体、公営企業において、歳出削減に寄与する、というものでございます。

下の囲みでございますが、コンセッションは、PFIの類型の一つでして、公共施設の所有権は、自治体が持ったまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式です。水道分野につきましては、他の空港や道路事業と異なりまして、コンセッションでの事業の具体化がございません。

本テーマでは、水道事業のPFIを進めるための課題、その前提として、取り組むべき諸課題を議論いただければと思っております。

4ページ目の最後の論点でございます。

1点目は、水道事業の基盤強化を図るために、取り組むべき課題の第1としまして、施設面、経営面の観点から、自治体や公営企業は、水道事業の現状を的確に把握しているか、将来の見通しを立てられているのかという点でございます。

2点目は、水道事業に関して、広域連携の促進として、国として、自治体等の課題を的確に把握して、必要な取組を行っているのか。

3点目は、水道事業の経営効率化・コスト縮減として、どのような取組を行っているのか。

4点目は、官民連携の観点からでございますが、水道分野のPFI導入促進のため、関係府省の取組は機能しているか。

以上でございます。

○山根次長 それでは、各省庁より、御説明いただきます。

厚生労働省から、4分以内をお願いします。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

早速、私どもから提出した資料について、説明をいたします。

1ページ目でございます。水道に関わる施策をまとめたスライドであります。

スライドの下の部分に、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持、と書いております。これが、私たちが水に関わる国、都道府県、水道事業者、民間企業等、関係者の使命であ

ります。

その使命を果たすために、スライド上の右側、水道法を始めとする法体系があります。それら制度の運用、取組の方向性を、持続、強靱、安全というキーワードに集約し、具体的な施策を講じているところであります。

その内容は、具体的な施策といたしまして、広域連携の推進、官民連携の推進、適切な資産管理の推進、水質基準の確保等があり、これらを横断する取組として、経営状態の見える化やIoTの活用が推進されている、ということでもあります。

2 ページ目でございます。水道で特に問題となっている現状を整理したスライドでありまして、4 点、挙げております。

左上、全国に7,000以上の水道事業が存在し、その多くが小規模で、職員数が少ないということでもあります。

右上、小規模な水道事業者ほど、原価割れをしながら、継続している割合が高いということです。

左下、日本の水道施設で、高度経済成長期に整備が進みまして、現在、そのような施設が老朽化し、漏水や管路などの破損事故が発生していることでもあります。

右下、これにつきましては、施設の耐震化が進んでおらず、将来、大規模な地震が発生した際、長期間の断水が懸念されます。こういうことが指摘されることでもあります。

3 ページ目でございます。先ほどのスライドで示した水道の課題につきまして、対応する有効な選択肢である水道事業の広域連携について、厚生労働省がこれまでの取組をまとめたスライドになります。

その始めは、今から40年前、昭和52年にさかのぼりますが、水道法に広域的水道整備計画を位置付け、市町村の行政区域を越えた水道の整備・充実を進めてきたことでもあります。また、平成16年、平成25年には、水道ビジョン、新水道ビジョンを策定し、今後、水道事業が直面するであろう、さまざまな課題の対応の選択肢として、施設等を統合する事業統合にこだわらない、多様な形態の連携を示すことで、水道事業者の取組を促してまいりました。また、広域化の推進に当たり、財政支援措置も講じているところであります。

さらに平成28年、総務省とともに、都道府県に水道事業の広域連携に関する検討体制の構築を要請いたしまして、46都道府県で、体制が設置されている状況でございます。

4 ページ目でございます。説明の最後のスライドであります。

水道事業が直面する喫緊の課題の対応として、厚生労働省では、水道ビジョンや新水道ビジョンという政策提言によりまして、水道関係者を誘導してまいりましたが、その課題や対応も、いよいよ待ったなしということでありまして、今回、水道法を改正し、水道事業の基盤強化を図りたいと考えております。4 ページ目のスライドは、水道法改正法案の概要でございます。

改正の概要は、大きく5つのポイントがありますが、その中の2といたしまして、広域連携を上げております。制度改正によりまして、国の策定する基本方針に基づき、地域の

水道事業の広域連携、これを都道府県が主導して進められる枠組みを整理したいと考えております。

4 といまして、広域連携とともに、水道事業の基盤強化に有効な選択肢として挙げられる官民連携につきましても、水道事業にコンセッション方式を導入することを考えております。水道事業の将来を考えた場合、個々の水道事業者のみで、安定した経営を続けるということは、多くの場合、困難であろうと考えております。

このため、他の水道事業者と連携して対応するのか、あるいは民間企業の力を借りて対応するのか、厚生労働省といましては、水道事業者が採り得るさまざまな選択肢を整備いたしまして、それぞれの水道事業者が自らに合った形で、基盤強化を図られるように、施策を講じたいと考えております。

以上でございます。

○山根次長　ありがとうございます。

次に、総務省から、4分以内でお願いします。

○総務省　総務省でございます。

総務省の資料をご覧いただければと思います。

1 ページになります。最初に、水道事業における経営改革について、御説明いたします。

人口減少による料金収入の減、保有する資産の老朽化等、大量更新期の到来などの中で、各公営企業において経営改革の取組が不可欠だと考えております。その中で、水道事業を含めまして、公営企業の経営改革といまして、抜本的な改革の検討と経営戦略の策定の取組を推進しております。

1 点目の抜本的な改革の検討になります。各事業につきまして、サービスの必要性について検証しつつ、経営健全化等に不断に取り組むことを、各自治体に要請しているところでございます。

広域化につきましては、経営基盤の強化を図る観点から、事業の広域化や統合等の推進に取り組むことを要請しております。

民間活用につきましては、PPP/PFIにつきまして、地方公共団体による適切な管理監督の下、サービス水準の維持向上に留意しつつ、積極的かつ計画的に導入を検討することを要請しております。

ICTの活用による業務改革につきまして、積極的に取り組むことを要請しているところでございます。

2 点目の経営戦略の策定についてでございます。各事業につきまして、中長期的な経営の基本計画であります、経営戦略について、平成32年度までの策定を要請しているところでございます。その経営戦略の策定の中で、広域化、PPP/PFI等についての検討も要請しております。

平成28年1月からの要請になりますが、水道事業につきましては、平成29年3月31日時点で、662事業、全体の33.1%が経営戦略を策定済みとなっております。

策定ガイドラインの作成・アドバイザー派遣事業・人材ネット事業の活用などによりまして、支援してまいりたいと思います。

続いて、経営比較分析表の活用になります。健全性・効率性等の経営指標によりまして、経営比較分析表を作成する取組を、水道事業につきましては、平成28年2月から公表しているところでございます。経年比較・自治体間比較などによりまして、抜本的な改革の検討の中で、この指標の活用を促しているところでございます。

2ページをご覧くださいと思います。2点目としまして、水道事業の広域化・PFIの導入等の推進になります。

1点目で、公営企業の経営の在り方に関する研究会を行いまして、その報告書を平成29年3月にまとめてございます。その中で、広域化やコンセッションを含むPFIといった、民間活用などの改革を行うに当たりまして、改革の具体的な考え方、留意点などにつきまして、整理し、周知しているところでございます。

2点目としまして、先進優良事例集の公表になります。実際の改革事例の中から、検討のきっかけ、取組のプロセス、改革の効果額等につきまして、具体的に記載し、各自治体に周知しているところでございます。

以下、2例を示してございまして、左側の群馬東部水道企業団の例は、広域化の例でございます。右側の大牟田市、荒尾市の例につきましては、広域化とPPPの例でございます。

3ページをご覧ください。3点目は、都道府県主導による広域化の推進になります。

広域化の推進に当たりましては、都道府県が積極的な役割を果たすことが極めて重要だと考えております。その中で、水道事業における都道府県単位の広域化の検討体制の構築について要請しまして、46道府県におきまして、検討体制が設置済みとなっております。

各検討体制におきます、先進的な取組につきまして、各都道府県へ情報提供するなど、広域化に向けた取組を支援してまいります。

下の2例は、兵庫県と奈良県の例でございます。

私からは、以上でございます。

○総務省 4ページ目をご覧ください。新たな広域連携でございます。

人口減少社会におきましては、あらゆる行政サービス、水道も、水道以外もであります。単独の市町村だけで行政サービスを提供することは、限界があると考えております。

このため、仕事を持ち寄って、組合をつくるという従来型の共同処理以外に、柔軟な連携ができないかということで、平成26年度、地方自治法を改正いたしまして、連携協約という制度をつくっております。現在、この活用を推進しているところでございます。

下の箱をご覧ください。その活用の一例として、都道府県による補完について書いております。

市町村間の連携が難しい地域において、県が専門的な立場から、あるいは広域的な立場から、市町村を補完できないかということで、例えばであります、静岡の取組として、県が伊豆半島の南部の市町村の水道事業について、専門的な見地から、技術的な助言をしていくという取組をしているところでございます。

以上であります。

○山根次長　ありがとうございます。

次、内閣府から、3分以内でお願いします。

○内閣府　内閣府です。

1 ページです。PPPという言葉が新たに出ておりますので、御説明します。パブリック・プライベート・パートナーシップの略でして、官民連携とも呼んでおります。

通常、公共施設の発注などは、単年度で、いわばばらばらに、ぶつ切りみたいな感じで、個別に発注をしているのですけれども、例えば水道の浄水場、こういった複数のもので、例えば5年とか、そういった期間で、まとめて発注をするものになります。PPPの中で、PFIは、PFI法に基づいて行うものになっています。

先ほどの説明にも出てきましたが、コンセッション事業というのは、PFIの中の一つでして、先ほどもありましたが、公共が施設の所有権を持っておりますが、実際に料金を取る権利、あるいは運営をする権利は、運営権なのですが、そちらの運営権対価というお金を民間事業者が払って、買い取ります。20年とか、30年、そういった期間を運営することになっています。これがPPPの中で、民間の能力、あるいは工夫が一番発揮されるものになっています。

2 ページ目をご覧ください。アクションプランの概要です。

政府全体の方針として、アクションプランを定めております。先ほどのコンセッションにつきましても、真ん中の左上ですけれども、一番目の柱として位置付けられております。先ほども出ましたが、水道の重点分野としての目標で、平成30年度までに6件というのは、赤で囲んだ部分になっています。

個別の進捗状況が3 ページ目になります。

水道については、左下の赤い囲みの部分になっています。ここに、デューディリジェンスという言葉があるのですけれども、こちらは、公共が持っている浄水場ですとか、そういった資産の今の状態、すぐに更新が必要なのかどうかとかも含めて、そういった調査を行うものになっています。

内閣府としましても、こちらの水道事業における目標達成のために、支援を行うということで、PFI法の改正を予定しております。具体的には、水道事業者がコンセッションを導入する場合に、運営権対価をもらいます。そのお金をもらいますので、地方債を前倒しで、要するに繰上償還するわけですが、その際に、国に補償金を支払う必要が生じます。これ

を免除あるいは軽減する条項を、PFI法に盛り込むということで、次の通常国会に提出する予定になっています。

最後に4ページ目です。内閣府として、支援制度を7つ書いております。

PPP/PFIに取り組もうという自治体さんを支援しまして、優良事例をつくって、それをまた横展開といいまして、全国に広げていくことを取り組んでいます。

「未来投資戦略2017」という制度の方針が決定されているのですが、その中で、このような支援制度、あるいは支援体制のうち、コンセッション方式の推進に関するものについて、内閣府の機能等について検討すること、また、必要に応じ、次期通常国会までに、PFI法について、所要の措置を講ずるとされております。

内閣府としては、これを受けて、先ほど繰上償還を申し上げましたが、法制度とか、あるいは予算とか、そういった必要な支援体制の充実に向けて、努力しているところでございます。

以上でございます。

○山根次長 次に、経産省から、2分以内でポイントを絞って、お願いします。

○経済産業省 経産省でございます。

お手元の経産省の資料に基づいて、御説明させていただきます。

1ページ目でございます。今、AI、IoTという新しいITの技術が出ております。

下半分の絵で描いておりますように、左上のIoTのテクノロジー、大量のデータの取得ができるようになって、右上で、それをビッグデータとしてためることができ、それを右下のAIの技術を使って、蓄積、分析をします。これを使って、分析をもとに、社会課題の解決に役立てていこうということでございます。

上半分の青い部分の2つ目のところに書いてありますように、今、社会インフラについては、設備の老朽化、あるいはベテラン職員からの技能伝承の途絶という難しい問題があるということで、IoTの技術を使って、解決していきたいということでございます。

2ページ目でございます。事業のイメージでございます。

下半分の絵で、左から流れてきておりますけれども、一つは、水道事業の需要の予測を、IoTやAIのテクノロジーを使って、効率化できないかということで、天気の情報であったり、需要の、これまでの5年、10年の過去の実績、今日、明日の現時点での予測情報、これらの情報、大量のデータを、真ん中のところに、標準化された形で、機械学習させていく。それによって、精度の高い需要予測をします。これによって、効率的な業務の運営ができるのではないかとということであります。

この際の課題でございます。

下半分の絵の左側をご覧くださいますと、ここでA社仕様、B社仕様、C社仕様ということで、各自治体に入れている機器によって、会社が違うので、データが突合できないと

いう問題がございます。したがって、広域化等に取り組まれる際に、右側のように、データを流通できて、共有できるような形で、データの標準化を図っていくことをやることによって、広域化のメリットを最大限生かせないかということでございます。

4 ページ目でございます。今、こういう形で、実証事業を厚労省さんと一緒に協力させていただいています。4つのエリアで、ここに書いてあります、八戸、岩手中部、大阪、香川県で展開しております。これを実証することによって、その効果を検証し、横展開していきたいと考えております。

以上でございます。

○山根次長 ありがとうございます。

それでは、議論を開始いたしますが、参考人からコメントをいただきたいと思います。それぞれの参考人には、大変恐縮でございますが、3分以内でお願いします。

足立参考人から、よろしくお願いします。

○足立参考人 日本政策投資銀行の足立でございます。

公共インフラの持続的な運営に向けた各種調査、情報発信、自治体支援などに携わっております。

水道事業につきましては、人、物、金の3つの面、それに加えて、料金格差といった、大変多くの課題に直面している状況です。この課題は、現在、まだ小規模自治体のみの課題と思われるがちでもございます。ただ、私の資料の1ページ目でございます、当行のシミュレーションによりますと、今後の人口減少と設備の更新対応を踏まえますと、30年後には、国全体で6割以上の値上げが必要といった数字もございます。もはや小規模自治体のみの課題ではないことが言えると思います。

2 ページ目をご覧ください。こういった課題に対しまして、全国1,300を超える大変多くの事業者が、個別に対応に当たるのでは限界があるということでございます。解決の大きな方向性として、1点目に広域化、2点目に民間のノウハウを使って、より長期包括的に、更新投資全体の最適なマネジメントを実施していくような、いわば進化した官民連携が重要ではないかと思っております。

ただ、このうち、広域化につきましては、料金や財政などの格差も障壁となりまして、行政レベルでこれを進めるのは、なかなか簡単なことではないこともございます。そういった中で、私どもとしては、一つの進め方の例としまして、官民連携を通じて、実質的な広域化を実現していく視点もあってもいいのではないかと考えてございます。

具体的なイメージは、3ページ目に記載いたしました。一言で言いかえますと、広域化を実現する手法として、官民連携を活用していく。自治体間をつなぐ接着剤として、官民連携を活用するといった、柔軟かつ段階的な発想も有効なのではないかと考えているところでございます。

最後、今後の施策に関連してでございますが、先ほどもお話にございました、水道法の改正の早期実現には、大いに期待をしたいことでございますが、ただ、一方、現段階では、単体直営による将来の厳しい絵姿を、数字でしっかり共有できていない地域が大変多いと思っております。

したがって、第1歩目としては、各地域で実情をしっかりと反映した長期のシミュレーションを実施しまして、将来の危機感ですとか、あとは、値上げは、方向性としては不可避なのだけれども、それを少しでも和らげるための方策として、広域化とか、官民連携が重要なのだということを共有する取組、これを強力に、ここまでをバックアップすることが重要だと思っております。

その上で、経営戦略などの策定に当たりましては、ソリューションとしての広域化も、官民連携も、いろんな形態、プロセスがございますので、その辺の引き出しをしっかりと増やしてあげるといえることですか、あとは、コアとなる自治体を中心として、より広域レベルでの実効性ある戦略策定などを後押ししてあげる、こういったような取組も重要となってくるのではないかと考えております。

私からは以上です。

○山根次長　ありがとうございます。

次、半田参考人、お願いします。

○半田参考人　PFI推進機構の半田でございます。

資料の1枚目でございますけれども、行政改革の面から見た水道事業でございます。

水道事業は、公衆衛生、あるいは社会インフラ、そういう観点から見られることが多いのですが、地方自治体にとってどうかと考えると、行革という観点も非常に重要でございます。

左上の四角ですけれども、水道事業の資産規模が30兆円もございます。そのうち、固定資産が27兆円でございます。それにかかる企業債、いわゆる借金ですが、8兆円あるという非常に大きな規模でございます。

規模の大きなインフラは、老朽化をしますと、非常に大きな負担が自治体、ひいては住民の皆様にかかってくることです。

下の四角なのですけれども、将来の課題は、多くの方がおっしゃいましたが、給水人口が減ったり、あるいは節水が進んで、いろんな事業で収入が減っていく中で、今の設備を更新しなければいけないというのは、大変苦勞の多いこととなってきます。そうなりますと、更新の負担をどうするのか、料金に転嫁をするのか、あるいは一般会計に頼るのか、こういう問題になってまいります。

そこで、右側の四角ですけれども、今、取り組むべきことで、足立部長もおっしゃいましたが、今の水道事業は、日本の大半の自治体で、まだまだ健全です。黒字の事業者が非

常に多いですし、水質やサービス、非常に高いレベルにあります。しかし、維持更新投資も含めて、長期的に見たときにどうなるのか、そういうときに、どういう課題が出てくるのか、そういう見える化をしっかりと、コスト削減、広域化を考えていかなければいけない。それから、官民連携ですけれども、水道法改正や料金改定ルールをきちんと決める中で、コンセッションの一つのモデルの事業をつくっていく。大阪市、浜松市等の自治体では、かなり研究、検討が進んできております。空港のコンセッションもそうだったのですけれども、最初の数件は、なかなか大変です。どういうふうにつくるのか、大変だったのですが、3つ、4つ出てきますと、あとは、その先例にならって、どんどん案件が出てくるといった経験がございます。

次のページでございますけれども、この水道事業の救世主、切り札は、官民連携と広域化です。

官民連携ですけれども、これは単なる民営化、全部水道の施設を売ってしまって、民間にやらしてもらおうというものではありません。所有権、監督権をしっかりと公共、自治体が持って、運営を民間の資金や技術、ノウハウでやらしてもらおうというものです。やり方も、包括委託、浄水場だけのPFI、コンセッション、さまざまな方法がございます。

メリットとしましては、コスト削減、あるいは新しい技術も導入しまして、住民負担、料金の問題、公的負担の問題、これをできる限り抑制をしていこうということです。日本の企業がこういった経験を積むことで、海外に展開をしていけるという大きなメリットもございます。

一方で、課題ですけれども、住民の皆様、首長、議会、ここの理解をしっかりと得ることが大切です。今、何が問題なのか、何を取り組まなければいけないのかという問題点の共有です。

官民の間の役割とリスク分担、全部民間にリスクを投げてしまおうということでは、誰も民間は手を挙げてくれません。官にも、民にも、Win-Winで、メリットがあるような方法を探っていくことが、非常に重要です。

右側の広域化でございますけれども、日本の水道事業は、簡易水道を含めて、約2,000の事業がございます。そのうち、既に100を超える事業で、広域化が進んでいます。そして、来年度いっぱいを目指して、非常に多くの地域で、広域化の検討がここにきて加速いたしました。隣の香川県では、県のほぼ全部で、統一をしていこうという検討準備が始まっております。

メリットですけれども、施設の浄水場から、管路に至るいろんな施設を、最も効率的に再配置することで、コストを下げたいこうということでございます。

しかし、これでも課題がありまして、住民、首長、議会の理解、自治体間の格差、仕様の違いがございます。例えば料金の高い自治体と料金の安い自治体があった場合に、料金の高いほうは、メリットを大きく受けますけれども、料金の安い自治体は、これによって料金が上がるのではないかという心配があります。そこを調整して、長期的に解決をして

いく方法を考えていく必要があります。

ただ、官民連携、広域化のいずれも、先進的な自治体では、これらの課題を乗り越えて、実現に向かって進んでおりますので、必ずや解決できるものと考えております。官民連携と広域化、それぞれ相互に関係しておりますので、うまく使いながら進めていくことが非常に重要なのではないかと考えております。

以上でございます。

○山根次長 最後に山根参考人から、徳島県の取組について、お願いします。

○山根参考人 徳島県安全衛生課の山根でございます。

徳島県における水道事業の広域化の検討状況を御説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。徳島県の水道事業の現況でございます。

本県の水道事業につきましては、平成27年度末にて、上水道事業が19か所、簡易水道事業が118か所となっております。

資料にお示しのとおり、県東部から西部地域の平野部におきまして、各上水道事業の給水地域が隣接している状況でございます。一定の給水人口がございますとおり、一方で、県南部地域、中央部、山間部におきましては、簡易水道を含め、小規模の水道事業が点在した状況となっております。

2 ページをご覧ください。本県の水道事業の広域化についてでございます。

本県の水道事業につきましては、人口減少に伴う料金収入の減少、施設老朽化、更新需要の増大等により、経営が非常に厳しい状況でございます。先ほども御説明したように、小規模事業者が多いところで、南海トラフ巨大地震などの大規模災害のリスクが高い状況の中で、重要給水施設基幹管路耐震化適合率が32%にとどまるなど、大規模災害に備えた水道施設の強靱化が重要となっているところでございます。

このような中、右側で、国におきましては、先ほども御説明のあったとおりなのですが、新水道ビジョンを策定されるとともに、広域連携の推進に関しまして、その方向性を明確にしたところでございます。

そういう中、本県におきましても、水道事業の広域化など、経営基盤の強化による持続可能な供給体制を確保するため、徳島県水道ビジョンの策定に着手したところでございます。

水道事業の広域化につきましては、技術の承継など、技術基盤の強化とともに、人件費の抑制や施設管理の一元化など、経営基盤の強化も見込みまして、水道事業の持続的な経営のためには、重要となっているところでございます。

このため、本年3月に、緑の枠のところなのですが、「水道事業のあり方研究会」を立ち上げまして、全市町村参加のもと、水道事業の広域化に向け、検討を進めており、一方で、広域化を推進するに当たりまして、地理的条件、規模、財政状況、料金格差など

の事業者間格差が課題になっているところでございます。

本県は、水道供給など、直接水道事業に県自身が関わっていない状況もございまして、広域化に関する枠組み、方向性を検討する上で、市町村との調整が困難になっている一面もございます。

しかしながら、広域化を推進するためには、県が推進役となることが不可欠と考えておりまして、このたびの9月補正予算におきまして、市町村ごとの広域連携にかかる水道料金の増減、財政収支の見通し等をお示しするため、当該シミュレーションにかかる予算計上を図ったところでございます。

これにつきましては、平成30年度内を目途に、水道事業の広域化や官民連携の推進など、本県の水道事業のあるべき姿と基本目標等を明確に示す、徳島県水道ビジョンの平成30年度内の策定を目指しているところでございます。

以上でございます。

○山根次長　ありがとうございました。

それでは、これから議論に入りたいと思います。

行革事務局の資料の4ページで、論点が4つございますが、前半の論点1、論点2、後半の論点3、論点4、最後、全体を通してということで、大体30分弱でございますが、それぞれ論点1、論点2で10分程度、論点3、論点4で10分程度、残った時間で、全体を通して、という進行にしたいと思います。

それでは、まず論点1、論点2に関しまして、いかがでしょうか。

赤井先生、どうぞ。

○赤井評価者　ありがとうございます。

水道の問題に関しては、昨年大阪レビューでも取り上げて、議論をさせていただき、いろいろな議論があって、厚労省さんの資料の最後のページ、対応状況という形で、まとめていただいていると思います。

今の発表にもあったのですが、簡単に分かるようなところは、対応していただいて、例えば情報提供をすとか、都道府県がもっとリーダーシップを持つとか、このあたりは、水道法の改正が一つ前のページにまとまっていますが、かなりしていただいているのは、事実だと思います。

経産省さんのIoTの話もありますけれども、それらをうまく連携させて、どのように加速化するかというところが、ポイントになっているのだと思います。例えば広域連携を行うにしても、情報提供を行うにしても、どのように加速化するか、今のスピードをどのように上げていくのかというところなのだと思いますけれども、そういう意味では、論点の一つ目、二つ目の現状を的確に把握する、広域連携の促進の課題を把握するというところが重要で、現在のスピード、今後に向けてスピードアップをしていくという意味で、その観点から、

まず初めに、現状について、どのように理解されていらっしゃるかをお聞かせ願いますでしょうか。これは総務省さんと厚労省さんになります。両方ともだと思います。

○山根次長 それでは、厚労省、総務省の順番でいかがですか。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

先ほどおっしゃられました、広域連携を加速するという観点につきましては、厚生労働省としても、さまざまな対応を図っているところでございまして、特に水道法の改正を行いまして、都道府県に権限を与えて、広域連携を推進する枠組み、また、水道事業者がそれぞれの事業の中身を公表する努力義務、こういったことを通じながら、利用者の理解を得ながら、広域連携を進めていく枠組み、こういったものを進めていく。また、官民連携についても、水道法改正の中で、コンセッションを位置付けまして、加速していきたいと考えているところでございます。

○山根次長 総務省はいかがですか。

○総務省 続きまして、総務省でございます。

広域化も含めまして、現状と今後どのような形で加速していくのかという御質問だと思います。

広域化を含めまして、先ほども御説明いたしましたが、水道事業を含めまして、経営戦略というものを、今、各事業体でつくっていただいています。その中で、今後、持続可能な体制として、どのようなものがあるのか、その中で、一緒に広域化について御検討いただいているところでございます。

経営戦略につきましては、平成32年度までになっておりますが、その中でのサポートを我々としてもしっかりとやっていきたいと思っています。

また、広域化単体で見ましても、都道府県の役割がこれからはかなり大事になると思いますし、都道府県での検討体制を設置していただいたところでございますので、情報提供を含めて、支援について、我々としても、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○赤井評価者 もう一言だけ、総務省さんのほうで、市町村レベルでの情報なども集められていると思うので、それをしっかりと提供していただくとともに、香川県などでは、全県統一の施策もありますので、そのあたりを周知していただければと思います。

以上です。

○山根次長 次に、上村先生、どうぞ。

○上村評価者　ありがとうございます。

昨年大阪レビューでも、上下水道で、財務や経営に関する見える化を進めるべきという話が出ました。これについては、取り組んでいただいていると思いますけれども、いかんせん、スピードが遅いような気がしています。論点にあるように、水道事業の現状がよく分からないところが、非常に大きな問題だと思いますので、将来の見通しなどを含めた情報提供をどのように進めるのか、いつまでに進めるのかという点について、総務省と厚生労働省の2つの省庁に聞きたいと思います。

○山根次長　厚生労働省で、必要ならば、総務省から補足をお願いします。

○厚生労働省　厚生労働省でございます。

先ほどおっしゃられました、情報の見える化をいつまでに進めるのかということですが、これにつきましては、先ほども申し上げたところでございますが、水道法の改正の中で、それぞれの事業の経営状況などを公表するという努力義務を課しておりまして、そういった制度を通じまして、公表を進めていきたいと考えているところでございます。

また、いつまでにというところにつきましては、水道事業ビジョンの中に、そういったものを位置付けることを考えておりまして、そこで対応していきたいと考えているところでございます。

○山根次長　よろしいですか。

○総務省　続きまして、総務省でございます。

水道事業全体の見える化につきましては、経営比較分析表、水道、下水道と進めておりまして、平成28年2月から、水道についても、各自治体において、公表していただいています。その中で、水道についての健全性等を含む経営指標につきまして、各自治体で公表いただき、それに基づきまして、自治体内での経年比較、また、他団体との比較などによって、今後の自分たちの事業の経営について、参考になるような形の取組を進めております。

また、経営戦略ですが、水道事業をつくるに当たりましての他団体の策定の状況等について見える化も、並行して進めているところでございます。

○山根次長　山田先生、どうぞ。

○山田評価者　水道事業というのは、上水道事業と簡易水道事業に分かれていて、全部を合計すると、事務局の資料だと、7,000あるという話になっています。厚生労働省の資料だ

と、その中で、特に給水数が5,000人以下の小規模、つまり簡易水道の事業について、原価割れが非常に多いということになっています。

ところが、総務省の資料だと、経営戦略をつくってもらっているのは、上水道の事業を営んでいるところです。つまり5,000人以上に供給する規模の大きな事業者について、戦略の策定を依頼していて、33%がつくっているということなのですけれども、簡易水道は、赤字が一番多くて、問題が大きいところについては、何もしていない。現状が把握されていないのではないかと思うのですけれども、このあたりは、辻褄が合うように、説明していただけますか。

○山根次長 厚生労働省または総務省、どうですか。

○総務省 総務省でございます。

経営戦略につきまして、先ほど水道事業の策定率を申し上げましたが、簡易水道も含めて、経営戦略はつくっていただいているところでして、この数値もそれを含んでいるところでございます。まず申し上げておきたいと思います。

○山田評価者 2,000と7,000の違いは、どこにあるのですか。

○山根次長 先に厚労省さんが答えた後で、お願いします。

○厚生労働省 数の数え方が若干混乱しているようで、申しわけございませんけれども、厚生労働省の資料に載っております、7,000という数字は、水道法に基づきまして、水道事業の認可を受けた事業数を把握しております。

一方で、総務省さんでお示しになられている、2,000強の数字といたしますのは、地方公営企業法に基づいて、地方公共団体が経営する事業数という形で、整理をされております。

どういう意味かと申しますと、例えば、ある市において、5つぐらいの簡易水道事業が水道法の認可を受けているような場合について、私どもの整理した事業数としては、5事業ということになりますが、その5つの事業が、一つの特別会計で管理されているような場合、総務省でその数字を整理されると、1事業となっている。そのような関係でございます。

○山田評価者 そうすると、事業体ごとの収支が問題になると思うのですけれども、事業体ごとで見たときにも、5,000供給以下のところでの経営基盤脆弱が目立っているということと、同じように見てよろしいのですか。

○山根次長 いかがですか。

○厚生労働省 御指摘のとおりだと思います。

○山根次長 石田先生、どうぞ。

○石田評価者 先ほどDBJの足立部長もおっしゃっておられましたけれども、何が問題なのか、広域連携とか、PFIの前に何が問題なのか。これを見える化するとおっしゃるのですけれども、どういうふうに見える化するかではなくて、そもそもある程度見えていらっしゃると思うので、教えていただきたいのですけれども、例えば水道に関しては、細い管から何から、いろんなものが、いろんなところに継ぎ足し継ぎ足し、埋まっていると思いますが、その配管がどこに埋まっていて、どこが老朽化していて、いつまでに直さなければならないのかというのは、各自治体は分かっているのでしょうか。

そもそもそういったことは、職人みたいになっていて、水道業者さんがどんどん埋めていったものに関して、分かっているのはベテランさんで、ベテランの公務員の方が退職でお辞めになられたりというところでの人不足とか、そういうものは、原因になっていないのだろうかとか、そもそも総務省さんと厚労省さんの所管である、受ける側の県とか、市町村とか、そちら側が幾つかに分かれてしまっていて、なかなか促進できないという面がないのだろうかとか、そういったような、そもそもどういう原因だということを推測されていらっしゃるのかでも構わないのですけれども、進まない具体的な理由について、どのように把握されているのかを教えてください。

まず総務省さん、お願いします。

○総務省 水道事業の広域化の課題等というところだと思います。先ほどのご指摘の中で、例えば自治体の内部での、私どもと厚労省さんとの中で、担当の部局などのお話もございました。先ほど来、御説明していますが、例えば都道府県の検討体制を要請した中では、総務部門と水道所管の厚生部門がございますが、一緒に入っていただいて検討し、横の連携を進めていただくようにしているところでございます。その他、今後の更新投資を含めて、どのようにやっていくのかという中で、経営戦略等をつくっていただいています。

○石田評価者 経営戦略とか、数字を見せてくれとか、そういう話ではなくて、何がネックになっていると思っていますか。恐らく収支がどうかとか、それ以前の問題だと思います。どこかのものをどういうふうに直さなくてはならなくて、それはどういう順番で、どのくらい時間がかかって、どのくらいお金がかかるのか。各自治体はそれを分かっているのでしょうか。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

先ほどおっしゃられました、各水道事業者がどのような施設を把握して、どこをどう直さなければならないかということにつきましては、厚生労働省は、アセットマネジメントという手法を推進しておりまして、その中で、耐用年数に着目いたしまして、いつ管路を工事して、それが、今、何年経っているのか、どういう状況にあるということを推測しながら、それを新しく更新する際に幾らかかるのかといったことを精緻に検討しながら、今後の更新需要など、また、予算などを見積もっていくということを、水道事業者に対して指導しているということでございます。

○石田評価者 水道事業者に指導しているのではなくて、おっしゃるように、今、各市町村では、どこの管路がいつだめになるということは、把握しているのですね。そういう理解でよろしいわけでしょうか。

○厚生労働省 それぞれの水道事業者の取組の熟度によると思うのですが、そういったところで、精緻に更新計画を立てている事業はございます。

○石田評価者 私もこちらに来る前に、実際に御担当されている幾つかの方にお聞きした上で、本当に進まない理由は何ですかとお伺いしたところ、配管自体がどこに入っているのか、難しい、分からない。それを把握するところから始めなければならないときに、PFIとか、広域連合というのは、それ以前の問題です。そのあたりについて、厚労省さんの側からの受け側の市町村のほうと、総務省さんのほうと、どちらかと言うと厚労省さんのほうは安全・安心のお水、総務省さんのほうはインフラ整備ということで、2つに分かれているので、結局、そこのところが、どちらが旗振りをして、どういうふうに設計していくのか、どうやってそこのところの実情を把握していくのか分からない。水道事業は、申しわけないけれども、たらい回しですと聞きました。なぜならば、ものすごくお金がかかることだからです。場合によっては、利用者さんに利用料を上げてもらわなければいけないという、苦を強いるようなことになるので、理解を得ることがとても大変です。

今、爆発しないのであれば、自分の時代に爆発しなければいいということで、どうしてもボトムアップでやっていこうと思うと、やらなければならないと思って、その声がなかなか通らない。本当の原因についても、手をつけるのは、ものすごく大変なことなので、実際、そこのところには、蓋をしたままできているのが実情だという声も聞かれます。

でも、今のお話ですと、それは市区町村で分かっています、あとは、手をつけてもらうだけだとお聞きすることもできるのですけれども、それは各自治体さんで本当に分かっているのでしょうか。もしかすると、本当に自治体さんが困っているところ、今、何に手をつけなければ、我々は次のステップにいけないのかというところに、もっと耳を傾けて、見える化ではなくて、まず理解をして、そのために国がどうやってサポートするのかということを、真剣に議論するほうが大切なのではないのでしょうか。

これは総務省さんにお聞きしたいです。

○山根次長 総務省さんにお答えいただいた上で、後半の論点に移ります。お願いします。

○総務省 ただいま御指摘の点について、お答えしたいと思います。

水道につきまして、先ほど御指摘がありましたけれども、アセットマネジメント等を含めまして、実際の配管の状況等を把握していく、そういう作業があるかと思います。先ほど厚生労働省さんから、御説明があったところでございます。それらを基にしまして、今、私どもがつくります、経営戦略の中で投資計画などの作業は、実際に総務部門等がやる形になりますが、そこはよく連携してやっていかなければと思っています。私どもは、厚労省とも連携しながら、やってまいりたいと思います。

○山根次長 後半の論点について、お願いします。

土居先生、どうぞ。

○土居評価者 広域連携と経営効率化という話につながってくところなのですが、石田先生の疑問は、至極ごもっともで、私もそう思います。ただ、どうも話を聞いていると、厚労省も総務省も、細かいところは、市町村に任せておく。だけれども、大きな補修・更新の投資があるときに、その財政的余力がなければ、大きな維持・更新ができないというところをむしろ心配しておられて、そのための一つのツールとして、広域連携という話をしておられるのかな。本当は現場では、石田先生がおっしゃるような困ったことがたくさんあるということなのだろうけれども、ひょっとしたら、広域連携にして、財政的余力ができれば、それなりに問題解決ができてしまうのではないかと思っておられるのかなと思うのですが、広域化によって、どれだけ経営が効率化できるかというところについては、好事例は既にお調べになっておられるのは分かるのですが、それなりにどこの地域でもできるとお考えなのでしょうか。これは厚労省に聞いたほうがいいですか。

○山根次長 厚労省、いかがですか。それとも総務省ですか。厚労省さん、大丈夫ですか。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

広域化を進めるといふところにつきましては、水道事業はさまざまな地理的条件、社会的条件の中で、経営がなされていますので、一律に可能かどうかというのは、地域の実情に応じた内容になると考えているところでございます。

○土居評価者 経営効率化には、広域化だけが全てではないのはわかるのですが、何パターンかあるとお考えなのでしょうか。それとも千差万別だから、それぞれの地域で、

それぞれに、自分たちのいいようにやってくれ、そういうことなのでしょうか。国として、基本原則というか、基本方針というか、それを教えてください。

○厚生労働省 広域化を進める場合には、基本的に水道事業者が対等に統合するという話ですとか、あと、大きな水道事業者が小さな水道事業者を手助けする、また、水道用水供給事業という、水の卸売をする大きな事業がありまして、それが受水団体と連携していく、こういった幾つかのパターンはありますが、及ぶ範囲ですとか、どういう組み合わせをするのか、どういう順番で進めていくのか、そういったところは、地域の考え方に沿ってやっていかなければならないと考えているところでございます。

○山根次長 赤井先生の手が挙がっていました。

○赤井評価者 少し関係するところと、あと、PFIについて、2つお聞きしたいのですが、今のところの広域化は、進めていかないといけないということで、事例に関しては、これからですけれども、平成30年4月から、香川県が全体を広域化するというのが有名な事例で、100万人レベルで行う初めての事例だと思うのですが、これが実際どのようにして成功したのか、何が違ったのか、今後これを広げていくのが良いのか、そのあたりはどのようにお考えなのかを、厚労省さんに伺いたいと思います。一番重要なのは、料金格差で、料金格差を埋めるということ、香川県全体で実際にできたというところは、何がきっかけだったのかを、厚労省さんに伺いたいと思います。

もし料金格差を埋めることができるなら、総務省としては、そういうところのサポートを何らかの措置をするなどして、やっていく計画はあるのか。料金格差について、教えてください。

もう一つは、今後、PFIとコンセッションを進めていくということなのですが、空港もいろいろ苦労しながら進んだ。空港に続いて、水道が進むかと思うと、それほど進まない。何がネックになっているかということ、コンセッションというところの定義をどのように考えているのかということで、浜松のはコンセッションだと言っている人もいれば、そうではないと言っている人もいて、コンセッションというものを、企業への包括的な民間委託だと捉えるならば、かなり進むでしょうけれども、全ての料金も自由化した上での完全な形だと考えると、なかなか進まない。最近、大津市でガスを民営化するという話があったのですが、ガスはもともと民でやっているものなので、自由でもいいと思うと、住民は、料金が今以上に上がるという状況では、民営化したくないということで、料金への規制を含んだ形でしか、コンセッションに進まないということもあって、そのあたりの定義をどう考えているのか。これは内閣府さんをお願いしたいと思います。

○山根次長 それでは、各省、ポイントを絞って、お願いします。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

香川県の事例についてでございますが、香川県は、水道用水供給事業という、水の卸売事業とそれを受水する団体、これらが統合して、一つの水道事業になるわけでありましたが、こういったことによって、施設の共同化、計画的な更新などが可能になり、料金値上げが抑制されるといった事例でございます。また、水源管理などが一元化されるということで、香川県は水が非常に厳しい状況にある中、こういった効率的な経営ができることは、私も非常に評価しているところでありまして、この中で、参考になるべきところは、参考にさせていただきたいということで、長期的にはメリットが得られると認識しているところでございます。

○山根次長 総務省、どうぞ。

○総務省 続きまして、総務省でございます。

香川県の例を含めまして、料金格差等についてのサポートという御質問だと思います。今回、香川県につきましては、全県一水道という形で、実現されていますが、実際、事業統合を含めまして、このような料金格差を含めて、乗り越えて、実際に実現に至った事例等については、これまでもほかの団体を含めまして、情報提供をしているところでございます。そのような情報提供を含めまして、広域化のサポートについては、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

○山根次長 内閣府、いかがですか。

○内閣府 コンセッションについて、定義のお話がありました。先ほど御説明で申し上げましたが、コンセッションは、施設の所有権は公共が持ったまま、料金をもらう権利、あるいは施設を運営する権利を民間事業者に売却する。民間事業者の工夫が最も働く方式ということで、申し上げたのですが、そのどこをコンセッションに出すかという部分については、例えば浜松市の下水道の例で申し上げますと、下水処理場1か所、ポンプ場2か所、ここだけを切り出して、コンセッションに出した。理想はもちろん管路なども含めてやればいいのですが、下水道の第1号ということで、一部を切り出して、コンセッションに出すということです。

○赤井評価者 一部のコンセッションだという理解で、進めていくということですね。

○内閣府 そうです。できるところから、さらに広げていきたいと考えております。

○山根次長 ニコ動のコメントとして、一つ入れたいものがあります。会場の御意見もあればお伺いしたいので、あと2～3分しかありません。

山田先生、どうぞ。

○山田評価者 広域事業化をすることによって、事業体の数を2,000から幾つまで減らすことが目標なのですか。幾つまで減らせば、水道事業は、今後も安定して、国民に水道が提供できていくと考えているのですか。目標数値を教えてください。

○山根次長 厚労省さんですか。

○厚生労働省 厚生労働省でございます。

幾つまで減らせば、安定供給が可能かという目標値につきましては、私どももさまざまな機会にそういったお話をお受けしているところでありますが、水道事業は、地域地域において経営されてきたという経緯がございます。

また、先ほど申し上げたとおり、地理的条件、社会的条件、事業者によってさまざまありますので、そういったところは、私どもで、全国一律、幾つまでといったことは、なかなか申し上げることはできません。

○山田評価者 全国一律とは言っていないのですけれども、例えば地方公共団体の合併、平成の大合併等でも、目標を持っていたわけです。この場合、水道事業が破綻すると、国民は安全な水が供給されないことになるわけですから、生活に直結するわけで、それを安定に供給するために、どのくらいの広域化が必要なのか。そうすると、全体として、事業体の数が幾つになるか、当然目標数値として持っていなければおかしいと思うのですけれども、それを事業体に任せるだけで済むのでしょうか。

○山根次長 事務局から補足です。これは厚労省さんがお答えになるのか、それとも総務省さんがお答えになるのか、それとも両方で連携してお答えになるのかという問題もあるのですが、いずれにしても、どちらかお答えできるほうから、よろしくお願いします。

○厚生労働省 それでは、厚生労働省から始めさせていただきます。

まさにそういった課題に応えることも含めまして、今回、私どもは水道法を改正いたしまして、都道府県を主体とした広域連携を進める枠組みを整備したところでございます。そういった中で、都道府県が主導して、自らの区域の中で、どのような連携があるのかというところを見ながら、我々も最終的な着地点を見守っていきたいと考えているところでございます。

○山根次長 総務省さん、ありますか。

○総務省 水道事業の広域化につきましては、地域の実情に応じたという形にしながらも、促していくことは大事だと思います。その中で、都道府県の役割が非常に重要になるということは、先ほど来、申し上げているところであります。地域の実情を踏まえながらも、都道府県の関与も入れながら、どのような形で進めていくのか、私どもとしても、サポートしてまいりたいと思います。

○山根次長 土居先生、どうぞ。

○土居評価者 内閣府にお伺いしたのですけれども、先ほどの御説明で、PFIの推進ということで、これまで借りていた公営企業債の補償金免除による繰上償還を考えているということなののですけれども、それによって、どのような形で、PFIが推進されると考えておられますか。

○山根次長 内閣府、いかがですか。

○内閣府 繰上償還は、上下水道、分野を限定して、特に最初に早くやったほうがいいですというファースト事例をつくるということで、取り組んでいるところでございます。水道のコンセッション、第1号案件をつくっていきたいということで、今回、支援を相談しているところでございます。

○山根次長 補償金繰上償還のメリットです。

○内閣府 メリットとしましては、元本と利息を返還していくわけですが、返済をしていく上でのインセンティブといいますか、要するにお金が減免されるということで、そういう意味で、金額としては僅かかもしれませんが、導入を考えている管理者にとっては、メリットだと考えております。そういった要望もございますので、我々としても、取り組んでまいりたいと考えております。

○山根次長 利息分を払わなくていいというメリットですね。
上村先生、どうぞ。

○上村評価者 経産省さんに質問がいないので、私からさせていただきます。

IoTの活用について、コスト抑制というのは、非常に重要な論点だと思います。その成果をどうやって横展開するようになるのでしょうか。成功事例については、お話しいただき

ましたけれども、それを各自治体にどのように紹介するのか、見える化ができているのか、この点について、教えてください。

○山根次長 経済産業省、ポイントを絞ってお願いします。

○経済産業省 今、進めております実証事業は、来年度に向けて、例えばIoT、ITを使って、運用監視をどのくらい効率化できるか、あるいは施設の統廃合のアプリケーションを使って、どれくらい効率化できるかといった効果をお示しするようなことを考えております。それにかかったコスト、効果をお示ししつつ、あわせて、導入をするに当たってのさまざまな課題がございます。それから、そのための手順をどうすればいいか、こういう教訓も共有させていただくことを考えております。

もう一つ、先ほどデータがなかなか共有できないということでしたが、今、標準フォーマットをつくっております。これは全自治体が使えるような形で、公開していくといったことで、効果を明らかにしながら、経験値を共有して、ほかに広げていきたいと考えております。

○山根次長 上村先生、取りまとめに向けて、御準備をしてください。

ニコニコ動画、ツイッターからの質問で、非常に重要な問題が提起されています。厚生労働省にきちっと答えていただきたいのですが、水道事業にPFI、コンセッションを導入すると、料金の値上げが心配だということが1点あります。あと、外資が参入することが心配だとか、水の安全性への不安、こういうコメントが、今日は多く出ておりますけれども、厚労省さんから、このあたりについて、御説明いただけますか。

○厚生労働省 今回、私どもが水道に導入しようとしているコンセッション制度につきましては、飽くまでも、認可は水道事業者だということでございます。それに対しまして、どれだけの事業を民間事業者に渡すかというところは、PFI事業に基づくのですけれども、さらに私どもはそれに対して許可を与えるということをいたします。したがって、コンセッション事業者につきましては、PFI事業に基づく監督と厚生労働省に基づく監督、こういった二重の規制がかかるということでございまして、こういった中で、事業をきっちり見ていきたいと考えております。

また、料金につきましても、条例等で上限を定めまして、その範囲の中での上げ下げを想定しておりますので、今、おっしゃられたような懸念には、十分に応えられるような制度をつくっていききたいと考えているところでございます。

○山根次長 会場の皆さんは、いかがですか。何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは、上村先生、取りまとめをお願いします。

○上村評価者 それでは、水道事業の基盤強化とPFI導入促進についての取りまとめをいたします。

人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道事業を取り巻く事情を踏まえ、経済・財政再生計画に基づき、自治体の公共施設等総合管理計画の個別施設計画、水道分野や公営企業の経営戦略の策定を促進するとともに、歳出削減に資するPFI活用の検討を強化すべきである。

厚生労働省及び総務省は、自治体、公営企業の広域連携をさらに進めるため、地域の実情に応じた広域連携のモデルや方向性を示すなどして、事業体の統合のみならず、多様な形での広域的な連携の取組を促進すべきである。

また、IoTを利活用した効率化等の取組の成果を活用するなどして、水道事業全体の効率化に取り組むべきである。

水道分野における広域連携を図り、PFI、コンセッション事業導入を促進するため、水道法改正はもとより、運営権対価の資金で地方債を繰上償還する際の補償金を減免するなど、コンセッション事業を導入する自治体に対するインセンティブの付与を行うべきである。

さらに関係府省は、自治体等への支援体制の強化を図るとともに、住民に対しても、水道事業の課題や将来への見通しを示すなど、理解促進のための取組を積極的に行っていくべきである。各府省における官民連携や広域連携の支援事業は、その役割分担を明確化しつつ、連携の強化を図り、効率的に運営していくべきである。とりわけ厚生労働省及び総務省は、広域連携やPFI、コンセッション事業導入の促進について、連携を強化し、更にごのような取組ができるかを検討すべきである。

以上です。

○山根次長 補足はございますか。山田先生、どうぞ。

○山田評価者 全くそのとおりなのですけども、どこまで進むのか。広域連携をやらなければいけない、大分進んだ、PFIも幾つか出てきた、それが良いかどうかは分からないではないですか。最後のゴールはどこなのかというのは、きちんと定める必要があって、それをつくるというのが、地方自治によって行われているので、難しい部分はあっても、政府としては、目標をつくるべきだと思います。

○山根次長 どうぞ。

○上村評価者 わかりました。私も、その議論をしていて、そうだと思っています。特に広域化については、目標を定めて、それに向けてそのように段階を踏んで、数値目標

を定めてやっていくのが大事だということで、山田先生、いかがでしょうか。

○山田評価者 良いと思います。

○山根次長 わかりました。地方自治との関係で、難しいかもしれませんが、そこは今日いただきました、取りまとめを踏まえたいと思います。

ほかに補足はよろしゅうございますでしょうか。どうぞ。

○赤井評価者 KPIなどもつくられていると思うので、それをしっかりと周知されて、頑張ってもらいたいと思います。

○山根次長 ありがとうございます。

最後に、大臣、お願いします。

○梶山行革担当大臣 昨年のレビューでも取り上げられたということで、財務、経営の見える化というのは、迅速に進めていく必要がある。広域化、PFIの導入などは、それぞれ将来の課題を考えると、避けては通れないところだと思っておりますけれども、広域の適正規模がどの程度なのか、また、PFI、コンセッションをやるにしても、どういう役割分担になっていくのかということも明確にしながら、水道法の改正とあわせて、工程表を早急につくっていく必要があると感じております。

○山根次長 ありがとうございます。

これで「秋の年次公開検証『徳島レビュー』」を終わります。

徳島県及び徳島大学などの関係者の皆様、本当にどうもありがとうございました。

以上でございます。（拍手）